

令和6年12月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
(うち照明器具(投光器、ソーラー充電式)1件、
イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)1件、
電子レンジ1件、電気掃除機(充電式、スティック型)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 18件
(うち携帯電話機(スマートフォン)1件、ノートパソコン2件、
空気清浄機(加湿機能付)1件、スピーカー(充電式)1件、
コンセント付洗面化粧台1件、電気掃除機(充電式、スティック型)1件、
踏み台(木製)1件、リチウム電池内蔵充電器3件、除雪機(歩行型)1件、
電動車いす(ハンドル形)1件、充電器(電動工具用)1件、
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、電気蓄熱式湯たんぽ1件、
電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、冷却シート1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202100372、A202300121、A202400021を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400968	令和6年11月30日	令和6年12月24日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和6年12月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400969	令和6年12月7日	令和6年12月24日	除雪機(歩行型)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、当該製品の下敷きになり、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から20年以上経過した製品 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A202400971	令和6年12月15日	令和6年12月24日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製の充電ケーブル及びACアダプターを接続して充電後、当該製品と充電ケーブルの接続部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400972	令和6年12月14日	令和6年12月24日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品を使用中、当該製品ごと水路に転落し、死亡した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202400973	令和6年11月15日	令和6年12月24日	充電器(電動工具用)	火災	当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	富山県	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A202400974)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して 厳重注意
A202400974	令和6年11月15日	令和6年12月24日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	富山県	充電器(電動工具用)に関する事故(A202400973)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して 厳重注意